

H23-33 (P. 280)

4 × 特 102 条 1 項 1 号

特許権者が故意又は過失により自己の特許権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、特許権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額に、自己の特許権を侵害した者が譲渡した物の数量(譲渡数量)のうち「当該特許権者の実施の能力に応じた数量(実施相応数量)を超えない部分」を乗じて得た額(特 102 条 1 項 1 号)及び同項 2 号に掲げる額の合計額を、特許権者が受けた損害の額とすることができる(同項柱書)。したがって、本枝において、裁判所は、当該譲渡した数量が特許権者の実施の能力に応じた数量を超えた場合、当該乗じて得た額を損害の額と認定することはできない。よって、本枝は誤り。

令和元年法改正に対応させるため、問題文を一部修正した。

5 ○ 特 102 条 1 項 1 号かつこ書

特許権者が故意又は過失により自己の特許権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、特許権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額に、譲渡数量のうち実施相応数量を超えない部分を乗じて得た額(特 102 条 1 項 1 号)及び同項 2 号に掲げる額の合計額を、特許権者が受けた損害の額とすることができる(同項柱書)、譲渡数量のうち実施相応数量を超えない部分の全部又は一部に相当する数量を特許権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量が控除される(同項 1 号かつこ書)。よって、本枝は正しい。

令和元年法改正に対応させるため、問題文を一部修正した。

※赤字下線部が訂正箇所です。